

事業譲渡後の市の関わり方について



令和元年10月28日

1 前回公募手続き時の検証

前回民営化時の経営への関与

- 公募の条件とした拒否権付種類株式は、市が求めるガス料金維持などの条件をより確実に担保するため導入を義務付けた。
- 前回公募手続き中止後に実施したコンサルタントや金融機関、外部企業、有識者等にヒアリングした結果、拒否権付種類株式の導入は民営化後の経営上の大きな制約になり、否定的な意見が多かった。



事業継承者との関わりに係る方向性

- 今回の民営化に際し、安全・安心・安定なガス供給を持続するよう、事業継承者への譲渡に当たっての条件を設定するのは必要だが、一方で、応募事業者の意欲を低下させる条件を設定することも、民営化の推進の観点から適切ではないと考えられる。

2 エネルギー業界を取り巻く環境の変化

事業環境の変化（第1回委員会資料6 スライド2）

➤ 他方、ガス事業においては、以下のような大きな事業環境の変化が生じている。

- 電力・ガスの小売全面自由化によるエネルギー供給者間競争の激化
- 既存エネルギー事業者や多数の新規参入事業者による多様なサービスの提供
- 公営ガス事業者の電力・ガスの小売全面自由化を契機とした民営化

➤ さらに、人口減少に伴うお客さま数・エネルギー需要の減少も予想される。

地域独占の撤廃による影響

- 自由競争環境となったため、事業者間での価格競争が発生しやすい環境となった。
- 値上げは顧客離脱のリスクが大きいいため、想定しにくいものと思料。

民間事業者の創意工夫の活用

- 本市ガス事業民営化の目的に掲げている、市民サービスの向上や地域経済の活性化を実現するためには、民間事業者の創意工夫が最大限発揮されることが重要である。

これまでの議論を踏まえ、民営化の目的を達成しつつ、応募事業者が手を挙げやすい民営化後の関わり方を検討する必要がある。

他の公営ガス事業者の事例

- 事業譲渡後の事業継承者に対する自治体の関わり方について、直近5事例の調査を実施。
- 民営化後、事業継承者へ出資していた事例は大津市の1件のみ。
- 福井市は、事業継承者に対し、毎年度、事業状況や財務状況の市への報告を求めている。
- 見附市は、事業継承者に対し、提案事項等についてのモニタリングを行うこととしている。

	柏崎市	福井市	見附市	にかほ市	大津市 (コンセッション方式)
民営化後の関与の状況					
出資	×なし (北陸ガスへの事業譲渡のため)	×なし (関西電力等により福井都市ガスが継承会社として設立されているが、出資はない)	×なし (北陸ガスへの事業譲渡のため)	×なし (東海ガスによりにかほガスが継承会社として設立されているが、出資はない)	○あり 大津市：25% (大阪ガス：74.8% JFEエンジ：0.1% 水道機工：0.1%)
監査役等の派遣	×なし	×なし	×なし	×なし	○あり
民営化後の報告 (募集要項等での規定)	×なし	○あり 事業譲渡後3年間を目途に、市に定期的に事業状況の報告を行う	○あり 提案事項や地域貢献について、モニタリング	×なし	○あり 各事業年度毎に、業務及び財務に関する年間業務報告書を提出
期間	－	3年間	5年間	－	20年間

基本的な考え方

- 地域独占が撤廃され、自由競争環境となった現状においては、第2・3回委員会でご議論いただいた「市民サービスの向上」、「地域経済の活性化」を実現していくために、自由度の高い経営が不可欠であり、原則として本市は事業継承者の経営に関与しないことが望ましいと考える。
- しかしながら、譲渡契約書及び事業提案内容については遵守してもらう必要があることから、履行状況を確認するために、一定期間、事業継承者から市に定期的な進捗報告を行ってもらうことを想定する。